

錦江町農業委員会総会議事録

○ 開催日時 平成26年 1月20日(月) 午後2時00分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(20人)

会長 宿利原勝吉

会長代理 近川 正人

委員 2番 鈴 一磨

〃 3番 東郷 輝昭 欠席届有り

〃 4番 木原 光郎

〃 5番 厚ヶ瀬博文

〃 6番 黒瀬 正

〃 7番 牧原 昇

〃 8番 鍋 康博

〃 9番 樋渡 俊信

〃 10番 平原 栄

〃 12番 貫見 和洋

〃 13番 鮫島 廣幸

〃 14番 猪鹿倉昭雄

〃 15番 落司 順一

〃 16番 畠中 正秋

〃 17番 寺田 郁哉

〃 18番 安水 義文 欠席届有り

〃 19番 徳永 哲朗

〃 20番 基 岸澄

欠席委員 3番 東郷輝昭 18番 安水義文

事務局職員 事務局長 坂元博美 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○ 議事日程

1、開 会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第37号 農地法第5条許可申請について

議案第38号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について

議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について

議案第40号 非農地証明願いについて

議案第41号 平成25年度耕作放棄地調査に伴う非農地の判定について

議 長 只今より平成25年度第10回錦江町農業委員会定例総会の会議を開会いたします。

本日の総会は、3番の東郷委員と18番の安水委員から欠席届が提出され、受理しておりますが、委員20名中18名の出席で、定足数に達しておりますので、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に4番 木原委員 と 5番 厚ヶ瀬委員 を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局 (会務報告と説明)

議 長 只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

委 員 (委員からの発言なし)

議 長 ないようでありますので、以上で会務報告を終わります。

それでは附議事項に入ります。

「議案第37号 農地法第5条許可申請について」 を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは 「議案第37号 農地法第5条許可申請について」 説明いたします。

この件につきましては、10月の定例総会において審議していただきました、農業振興地域整備計画の変更(除外)について意見を求められたうちの1件について、売買による転用と貸借による転用の申請がありましたので、農業振興地域(農地利用計画)変更計画の決定前に転用の可否の方向について審議をしていただくものです。

この件に関する事業計画の概要等につきましては、総会資料の3ページからになります。

まず、受付番号7号につきましては、売買によって、太陽光発電設備を設置するために現況の畑から太陽光発電施設用地へ変更するものです。

申請者は、譲受人の M さん、K 市に拠点を置く事業体と譲渡人の T・M さん、K・M さん、K・S さんの連名によるもので、譲渡人はいずれも K 自治会の方です。

申請地は、
神川字権現平3912番、地目は台帳現況ともに畑、地籍は1,673㎡
次が、神川字権現平3915番1、地目は台帳現況ともに畑、地籍は383㎡
次が、神川字権現平3916番4、地目は台帳現況ともに畑、地籍は475㎡
次が、神川字権現平3917番1、地目は台帳現況ともに畑、地籍は1,725㎡で
4筆の合計は、4,256㎡になります。

受付番号8号につきましては、賃貸借によって、太陽光発電設備を設置するために現況の畑から太陽光発電施設用地へ変更するものです。

申請者は、借り人の受付番号7号と同じ M さんと貸し人の T・H さん、N・T さんの連名によるもので、貸し人はいずれも K 自治会の方です。

申請地は、
神川字権現平3910番1、地目は台帳現況ともに畑、地籍は6,157㎡
次が、神川字権現平3934番1、地目は台帳現況ともに畑、地籍は2,601㎡
次が、神川字権現平3935番1、地目は台帳現況ともに畑、地籍は1,082㎡
次が、神川字権現平3920番、地目は台帳現況ともに畑、地籍は560㎡ で
4筆の合計は、10,400㎡になります。

事務局 事業計画の概要等についても、資料を添付してありますので、確認をお願いします。

また、転用することによって生ずる付近の土地、作物等の被害の防除に関する記載もあることを申し添えておきます。

この件に関する担当調査委員は、19番の徳永委員です。 以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

19番 徳永委員、お願いいたします。

19番 徳永委員 はい。
今、説明がありましたとおり、15日に太陽光パネルを設置する業者を呼んで現地調査を行ないました。事務局と、会長と、私と4人で行っております。
場所については、10月の除外申請のときにも説明いたしましたが、東側が茶畑、あるいは山林に接する場所です。
このうち問題点は、8号の賃貸借の方の土地の南側が、現在は植林地になっている所でも高土手の場所です。この場所について、どういう被害が考えられるか、対策はどうするのか、ということの質問をいたしました。
水が隣の方へ行かないような対策、1本大きな木があって、影を差す場所があるんですが、それは、借地の敷地内ですので伐採する、ということ等の対策の説明をされましたので、隣との問題は無いだろうという風に判断しました。
7号の売買の所につきましては、既に高齢者であったり、あるいは耕作を継続しないということを事前に話しをされていた場所でしたので、売買については、致し方ないのかなという風に判断しております。
以上の様なことから、今回の5条申請は、許可せざるを得ない、認めざるを得ないなあという風に判断いたしました。

19番 徳永委員 それから、賃貸借地の所ですが、貸借期間が終了した後は、返さないといかんということで、農地として使えるように、砂利も何も敷かないで、杭、支柱を建ててその上にパネルを載せるようです。
南さつま市に研修に行ったときも、あそこは砂利が敷いてあったんですね。ああいう設備は作らないということも話しをしておりました。以上です。

議長 ありがとうございます。
ただ今、担当委員から調査報告がありました。議案第37号について、質問、異議等はございませんか。

2番 鈴委員 はい。
この案件に直接関係があるかどうかわかりませんが、賃貸の場合の借地料は、〇〇円位ということで良いんですか。

19番 徳永委員 もう少し安いです。

2番 鈴委員 もう少し安いので、この借地料の中には税金は含まれていないので、貸し主の場合は税金を〇〇円位取られるとか言うような話を耳にしたんですが、その辺の実態はどうなっているのでしょうか。
課税されっみらんわからんたいばってん、ま、そういう話を聞いたもんじゃって・・・

事務局 はい、良いでしょうか。
固定資産税の担当者と話をしたんですが、農地ではなくなるので、課税の地目を変えないといけないんですが、太陽光発電の設備をしますけど、それを止めたときに、そこが何になるのかというのを考えたときに、農地になるか、後は山になるしかない土地ですよ。だから、畑よりは若干高い雑種地の課税になるのかな、ということです。だから、今よりも極端に何十倍にもなるような上がり方はしないと思っています。今よりも若干は上がりますけど、かといって、べらぼうに上がることはないということです。
賃貸では、中には含まれていないといわれますけど、固定資産税の部分については、たぶん、そこまでは負担はいかないと思います。
ただ、賃貸の不動産収入になりますので、金額が大きいですから、やはり所得としては上がってくると思いますので、国保税とか、そういった方へは影響があると思います。
借りる側もそこまでは見る必要はないだろうと思います。

2番 鈴委員 私も確信はないんだけど、既にやっている他の地区の話なんだけど、金が高けじち思っ、貸せっ、喜ぶじょったなら、税金が〇〇円ばっかいかかったいげなを、取らるったいげなを、ち言う話を聞いたもんだから・・・

事務局 | 掛かってもですよ、大体10アール当たり年間〇〇円から〇〇円とか、そういったところで貸されているんですが、1人当たり貸していらっしゃるのが、少ない人は金額があれですけど、大きい人は7、8反とか、今始まっている U さんのところは 2町3反だったわけですよ。だから、年間には相当な額になるんですが、固定資産税は、上がったもたぶんそこまではないと思います。

2番
鈴委員 | ま、そんな話を聞いたもんだから、確認をしてみたようなことです。
良いです。わかりました。

議 長 | 他に、異議等はありませんか。

4番
木原委員 | 売買価格なんかは、どの位じゃと・・・

19番
徳永委員 | 業者の話ですけれども、〇〇円ちょっとですね。
もう一方の賃貸の方は 〇〇円・・・

議 長 | いいですか。
他にありませんか。

委 員 | (委員の中から「ありません」の声)

議 長 | 異議なしと認めます。
「議案第37号 農地法第5条許可申請について」を採決します。
お諮りします。 議案第37号は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委 員 | (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、「議案第37号 農地法第5条許可申請について」は、農業振興地域(農地利用計画)変更計画の決定後に、原案のとおり県農業会議の常任会議員会議に諮問し、許可の議決があった後、許可することに決定しました。

次に 「議案第38号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」 を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは、「議案第38号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」 説明いたします。
資料は、19ページになります。

受付番号9号の譲渡人は M・M さん、 K 市在住の方です。
申請地は、
馬場字柳ヶ迫3121番2、地目は台帳現況ともに畑、地積は4,613㎡です。
譲受人の S・K さんは、S 自治会の方です。
S さんの経営規模は、世帯員5、労働力5で、自作地が35,374㎡、小作地が91,511㎡で、茶、かんしょを主体にした経営をされています。
農業機械の所有状況は、トラクターが5台とハーベスター、トラックがそれぞれ1台となっています。
担当調査委員は、10番の平原委員です。 以上です。

議 長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。
10番平原委員、お願いいたします。

10番
平原委員 | はい、報告いたします。
この案件は、去年の6月か7月頃にあっせん願いのあった分でございます。
この場所は、柳ヶ迫団地の道路横です。
S・K さんについては、利用権設定等で何回か上がってきております。親子で一所懸命されている好青年でございます。畑もかんしょ、茶ともきれいにされております。
何ら問題はないかと思えます。
価格は、全部で 〇〇円ということです。 以上です。

議 長 | ありがとうございます。
 ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、議案第38号について、質問、異議等
 はございませんか。

5番
 厚ヶ瀬委員 | 南部開発地・・・

10番
 平原委員 | はい。

事務局 | いいえ、ここは南部開発地ではないです。
 南部開発地ではなくて、たぶん自分たちで、公庫から資金を借りて造成をされた土地で
 す。中の方は南部開発地ですけど、今回のこの部分は、南部開発地ではなくて何人かで公
 庫資金で基盤整備をされたところらしいです。

10番
 平原委員 | 南部開発か、ち聞いたら、うん、ち言うたがを・・・

2番
 鈴委員 | 前、3人で拓いて、向こうの方はもう一度拓き直したどん、こいばっかい残ったたら
 い。道ぐるいじゃったもんじゃって。

15番
 落司委員 | 水は来ちょっと・・・

13番
 鮫島委員 | 来ちよらんかも

議 長 | 他にありませんか。

委 員 | (委員の中から「ありません」の声)

議 長 | 異議なしと認めます。
 「議案第38号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積
 計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」を採決します。
 お諮りします。 議案第38号は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委 員 | (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 | 異議なしと認めます。したがいまして、「議案第38号 農業経営基盤強化促進法第1
 3条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請につ
 いて」は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に 「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利
 用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」 を議題とします。

会議資料のとおり、今回は、30筆の利用集積計画について審議しなければなりません
 ので、事務局の説明と担当調査員の調査報告、質疑等を5回に分けて行い、その都度、議
 決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

委 員 | (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 | 異議なしと認めます。
 それでは、「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用
 地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号
 266号から272号までについてを議題とします。
 事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは、「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用
 地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、
 受付番号266号から272号までについて説明いたします。
 資料は、21ページになります。

事務局 | まず、受付番号266号の貸し人は、O・Hさん、T在住の方です。
申請地は、
馬場字古川169番1、現況地目は田、地積は、1,669㎡です。
貸付期間は、平成26年2月1日から平成28年12月14日まで、小作料は3万円
となっています。
借り人は、N・Nさん、O自治会の方です。経営規模は、世帯員1、従事者1、
自作地1,268㎡、小作地2,858㎡で、水稻を主体にした経営をされています。
農業従事日数は200日、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、草刈り機がそ
れぞれ1台となっています。
担当調査委員は、10番の平原委員です。

事務局 | 次の受付番号267号と268号の貸し人は、K・Hさん、I自治会の方です。
申請地は、
267号が、田代川原字川前4092番4、現況地目は田、地積は、2,419㎡
268号が、田代川原字川前4092番5、現況地目は田、地積は、2,438㎡で
2筆の合計は、4,857㎡となります。
貸付期間は、平成26年3月1日から平成36年12月14日まで、使用貸借のため小
作料は発生しません。
借り人は、S・Tさん、T自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者2、自
作地6,261㎡、小作地4,857㎡で、水稻を主体にした経営をされています。
農業従事日数は200日、農業機械の所有状況は、トラクター、バインダー、ハーベス
ター、下刈り機がそれぞれ1台となっています。
担当調査委員は、14番の猪鹿倉委員です。

次の受付番号269号と270号の貸し人は、T・Eさん、R自治会の方です。
申請地は、
269号が、城元字森山1312番1、現況地目は田、地積は、621㎡
270号が、城元字坂ノ上2585番9、現況地目は畑、地積は、1,106㎡で
2筆の合計は、1,727㎡となります。
貸付期間は、平成26年1月20日から平成30年12月14日まで、小作料は、10
アール当たり269号が2万円、270号が1万円となっています。
借り人は、K・Tさん、N自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者2、自
作地6,039㎡で、バレイショ、インゲン、米を主体にした経営をされています。
農業従事日数は280日、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、乾燥機、
軽トラック、トラック、いも掘り機がそれぞれ1台となっています。

次の受付番号271号と272号の貸し人も、269号、270号と同じT・Eさ
んです。
申請地は、
271号が、城元字上押切1702番、現況地目は田、地積は、1,339㎡
272号が、城元字坂ノ上2585番1、現況地目は畑、地積は、1,430㎡で
2筆の合計は、2,769㎡となります。
貸付期間は、平成26年1月20日から平成30年12月14日まで、小作料は、10
アール当たり271号が3万円、272号が1万円となっています。
借り人は、F・Sさん、R自治会の方です。経営規模は、世帯員7、従事者6、自
作地5,661㎡、小作地4,989㎡で、バレイショ、ピーマン、ミニトマト、インゲ
ン、米を主体にした経営をされています。
農業従事日数は、300日、農業機械の所有状況は、軽トラック、トラクター、茎葉処
理機がそれぞれ1台と管理機が2台、動噴が3台となっています。

続けて説明しましたが、受付番号269号から272号までの担当調査委員は、15番
の落司委員です。以上です。

議長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査委員の調査報告をお願いいた
します。
まず、受付番号266号について、10番平原委員、お願いいたします。

10番
平原委員 はい。
266号の N・N さんは、兼業農家ではありますが、一所懸命頑張っている方です。休みのときは、いつも田んぼに出ているらしく、ご存知のとおり、きれいにされて利ます。水稲、バレイショを主体に生産されております。
この小作料の3万円と水利費が入ります。 以上です。

議 長 ありがとうございます。
次に、受付番号267号から268号についてを、14番猪鹿倉委員、お願いいたします。

14番
猪鹿倉委員 はい、報告します。
この貸し人の K・H さんは、Y 職員でございます。
借り人の S・T さんは、E の S として働いております。
この田んぼですが、傾斜地でございます、面積は4反8畝位ですけど、3段で6枚の田んぼになっております。現地を見ましたが、良く管理をされておりました。
問題はないと思います。 以上で終わります。

議 長 ありがとうございます。
次に、受付番号269号から272号についてを、15番落司委員、調査報告をお願いいたします。

15番
落司委員 報告いたします。
269号と270号の貸し人の T・E さんでございますが、今までは農業委員会を通していらっしゃるわけですが、高年齢ということもあって、農業委員会を通した方がよいということで、今回上がってきているものでございます。
借り人の K・T さんは、この T・E さんとは親戚関係にありまして、小作料は、今までは、米をやっていたわけですが、どげんしたなら良かどかい、ちいう話しの中で、それならもうあっさいと銭でせんか、ちいう話しをして、お金ですることになりました。
田んぼの方が 10アール当たり 2万円、畑が 10アール当たり 1万円ということで契約いたしました。

次に、271号から272号でございますが、この借り人の F・S さんは、認定農家でもあり、園芸作物を作りながら、畑もきれいに整理されております。
これも農業委員会を通していなかったわけですが、今回から、お願いしますということで、田んぼが 10アール当たり 3万円、畑が 10アール当たり 1万円ということで話を決めました。

15番
落司委員 借り人は二人とも農地の管理はよくされておりまして、荒れたところはございませんので、何ら問題はないかと思えます。 以上で終わります。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、受付番号266号から272号について、それぞれの担当委員から調査報告がりましたが、質問、異議等はございませんか。

17番
寺田委員 いいですか。
269号から272号の小作料の10アール当たり 2万円というのは、ま、言えば269号の621㎡であれば 12, 420円というところまで出て来るんですよ。10アール 1万円なら1反4畝のときはどげんしたろかいか、ちょっと金額的なもんがきちっと出てこんなような気もするんですが。

15番
落司委員 ここは、小銭な払るやっどじゃねな。
10アール当たり 2万円じゃじ、そいに面積を掛くれば、金額は出っじなあ、ち、言っておりますから。

17番
寺田委員 はい、わかりました。

議 長 全部でどしこ、ち、決めがなれば一番良かったたっどんな。

4番
木原委員 できれば、金額を決めた方が良かったたいばっなあ。
本人達も、のさんを。

15番
落司委員 本人達に、どしこですいな、ち、聞いたや、どしこばっかいじゃいな、ち、言わって、2万円からちっとばっかいじゃっどなあ、ち、言うたなら、ほんなら 2万円で良かが、ち。そいに面積を掛くれば出っじなあ、ち、言うたや、うん、そいで良かど、ち。本人達もこげん言わったとを・・・

17番
寺田委員 はい、わかりました。

議 長 他にありませんか。

委 員 (委員の中から「ありません」の声)

議 長 異議なしと認めます。「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号266号から272号についてを採決します。

お諮りします。議案第39号のうち受付番号2266号から272号については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委 員 (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号266号から272号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号273号から286号についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号266号から286号について、説明いたします。

事務局 まず、受付番号273号と274号の貸し人は、S・Y さん、S 自治会の方です。申請地は、

273号が、馬場字後迫5925番1、現況地目は畑、地積は、17,457㎡のうち5,948㎡

274号が、馬場字後迫5925番1、現況地目は畑、地積は、17,457㎡のうち2,502㎡で、2件の合計は、8,000㎡となります。

貸付期間は、平成26年1月21日から平成30年12月14日まで、小作料は、全部で12万円となっています。

借り人は、Y・Y さん、Y 自治会の方です。経営規模は、構成員2、従事者2、雇用が400人、自作地23,971㎡、小作地25,161㎡で、タバコ、大根を主体にした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラがそれぞれ3台とダンプ、管理機、ショベルがそれぞれ1台となっています。

以下、受付番号273号から286号までの担当調査委員は、資料では18番の安水委員となっていますが、本日は、欠席ですので、16番の畠中委員に調査報告をお願いいたします。

事務局 次の受付番号275号の貸し人も、273号、274号と同じ S・Y さんです。

申請地は、馬場字後迫5925番1、現況地目は畑、地積は、17,457㎡のうち6,500㎡です。

貸付期間は、平成26年1月21日から平成30年12月14日まで、小作料は、10万円となっています。

借り人は、Y・J さん、Y 自治会の方です。経営規模は、構成員4、従事者3、雇用が2人で300日、自作地18,195㎡、小作地6,500㎡で、甘藷、野菜(大根)を主体にした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラがそれぞれ3台とダンプ、管理機、ショベル、甘藷ハーベスタがそれぞれ1台となっています。

事務局 | 次の受付番号276号と277号の貸し人は、M・Y さん、S 自治会の方です。
申請地は、
276号が、馬場字平家畑5962番1、現況地目は畑、地積は、4,692㎡のうち
1,848㎡
277号が、馬場字下ノ船5990番1、現況地目は畑、地積は、4,188㎡のうち
1,652㎡ で、2件の合計は、3,500㎡となります。
貸付期間は、平成26年1月21日から平成28年12月14日まで、小作料は、
全部で 3万1千円となっています。
借り人は、S・K さん、K 自治会の方です。経営規模は、構成員4、従事者3、雇
用が3人で250日、自作地13,105㎡、小作地76,543㎡で、かんしょを主体
にした経営をされています。
農業機械の所有状況は、トラクターが4台、ダンプが1台、軽トラが2台、掘り取り機
が3台となっています。

事務局 | 次の受付番号278号と279号の貸し人は、Y・T さん、Y 自治会の方です。
申請地は、
278号が、城元字小崎4011番3、現況地目は畑、地積は、1,941㎡
279号が、城元字小崎4016番、現況地目は畑、地積は、2,732㎡ で、
2筆の合計は、4,673㎡となります。
貸付期間は、平成26年1月21日から平成28年12月14日まで、小作料は、
全部で 8万円となっています。
借り人は、Y・H さん、Y 自治会の方です。経営規模は、構成員2、従事者2、雇
用が300日、自作地60,494㎡で、たばこを主体にした経営をされています。
農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラックがそれぞれ3台、トラックが2台、タ
イヤショベル、いも掘り機がそれぞれ1台となっています。

事務局 | 次の受付番号280号の貸し人は、M・Y さん、K 市在住の方です。
申請地は、
馬場字地荒神ノ下2384番、現況地目は田、地積は、1,438㎡です。
貸付期間は、平成26年1月21日から平成28年12月14日まで、小作料は、
5万円となっています。
借り人は、O・S さん、O 自治会の方です。経営規模は、構成員2、従事者2、雇
用が100人、自作地15,151㎡、小作地10,680㎡で、野菜、水稻を主体にし
た経営をされています。
農業機械の所有状況は、トラクター、管理機がそれぞれ2台と、軽トラが1台となっ
ています。

次の受付番号281号から285号の5件の貸し人は、M・S さん、S 県在住の方
です。
申請地は、
281号が、城元字亀ノ子5968番5、現況地目は田、地積は、2,241㎡
282号が、城元字亀ノ子5968番6、現況地目は田、地積は、2,122㎡
283号が、城元字亀ノ子5968番10、現況地目は田、地積は、3,008㎡
284号が、城元字亀ノ子5968番11、現況地目は田、地積は、1,913㎡
285号が、城元字亀ノ子5968番12、現況地目は田、地積は、2,287㎡
で、5筆の合計は、11,571㎡となります。
貸付期間は、平成26年1月21日から平成28年12月14日まで、小作料は、10
アール当たり籾80kgもしくは 1万6千円となっています。
借り人は、T・Y さん、K 自治会の方です。経営規模は、構成員2、従事者1、雇用
が2人で600日、自作地14,361㎡、小作地38,785㎡で、かんしょを主体に
した経営をされています。
農業機械の所有状況は、トラクターが3台、コンバイン、管理機がそれぞれ1台となっ
ています。

事務局 | 次の受付番号286号の貸し人は、O・Sさん、O 在住の方です。
申請地は、
城元字三ノ迫4726番7、現況地目は畑、地積は、1, 487㎡です。
貸付期間は、平成26年2月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、
1万5千円となっています。
借り人は、K・Cさん、K 自治会の方です。経営規模は、構成員2、従事者2、雇
用が600人、小作地7, 009㎡で、たばこを主体にした経営をされています。
農業機械の所有状況は、トラクターが4台、AP-1、軽トラがそれぞれ3台、ダンプ
トラックが2台、タイヤショベル、いも掘り機がそれぞれ1台となっています。
以上です。

議 長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の調査報告をお願いいたしま
す。
受付番号273号から286号についてを、16番畠中委員、お願いいたします。

16番
畠中委員 | はい。18番の安水委員に代わりまして、わかる範囲で説明します。
273号、274号の Y・Yさんは、認定農業者でもあり、たばこ耕作者です。
また、干し大根、キャベツ等を栽培しています。
農地の利用状況等何ら問題はないと思います。

16番
畠中委員 | 275号の Y・Jさんも認定農業者であり、生大根、かんしょを主に作付していま
す。
意欲と能力も十分にあり、何ら問題はないと思います。

16番
畠中委員 | 276号、277号の S・Kさんも認定農業者であり、かんしょを主に、T 地区
で規模拡大を図っています。
農地の利用状況等、何ら問題はないと思います。

16番
畠中委員 | 278号、279号の Y・Hさんも認定農業者であり、たばこ耕作者でもありま
す。
干し大根、かんしょ等を作付しており、意欲、能力も十分にあり、何ら問題はないと思
います。

16番
畠中委員 | 280号の O・Sさんですが、インゲン等を中心にやっておられます。
年齢が気になりますが、周りの人が協力して仕事をしていくとのことでした。

16番
畠中委員 | 281号から285号の T・Yさんは、甘藷を中心に仕事をしています。また、認
定農業者でもあります。
意欲と能力も十分であり何ら問題はないと思います。

16番
畠中委員 | 286号の K・Cさんも認定農業者であり、たばこを主にやっております。
農地の利用状況等、何ら問題はないかと思います。
以上です。

議 長 | ありがとうございます。
ただ今、受付番号273号から286号について、担当調査委員から調査報告がありま
したが、質問、異議等はございませんか。

委 員 | (委員の中から「ありません」の声)

議 長 | 異議なしと認めます。「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規
定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち
受付番号273号から286号についてを採決します。
お諮りします。議案第39号のうち受付番号273号から286号については、原案
のとおり決定することに異議ございませんか。

委 員 | (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。したがいまして、「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号273号から286号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号287号から291号についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号287号から291号について、説明いたします。

事務局 まず、受付番号287号の貸し人は、N・Y さん、K 自治会の方です。
申請地は、
神川字小辻4365番1、現況地目は畑、地積は、3,103㎡です。
貸付期間は、平成26年1月21日から平成31年12月14日まで、小作料は、2万1千円となっています。
借り人は、S・M さん、K 自治会の方です。経営規模は、構成員5、従事者3、自作地19,425㎡、小作地5,798㎡で、生産牛を主体にした経営をされています。
農業機械の所有状況は、トラクターが3台、軽トラが2台、モア、2tトラックがそれぞれ1台となっています。

以下、受付番号287号から291号までの担当調査委員は、19番の徳永委員ですのでよろしくお願いいたします。

事務局 次の受付番号288号の貸し人は、M・M さん、K 自治会の方です。
申請地は、
神川字寺ノ上4867番、現況地目は畑、地積は、1,125㎡です。
貸付期間は、平成26年1月21日から平成28年12月14日まで、小作料は、7千円となっています。
借り人は、F・Y さん、K 自治会の方です。経営規模は、構成員2、従事者1、小作地1,146㎡で、露地野菜を主体にした経営をされています。
農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラックがそれぞれ1台となっています。

事務局 次の受付番号289号から291号の3件の貸し人は、I・T さん、K 市在住の方です。
申請地は、
289号が、神川字丸尾7382番2、現況地目は畑、地積は、1,582㎡
290号が、神川字丸尾7382番3、現況地目は畑、地積は、4,091㎡
291号が、神川字丸尾7382番6、現況地目は畑、地積は、2,411㎡ で、
3筆の合計は、8,084㎡となります。
貸付期間は、平成26年1月21日から平成30年12月14日まで、小作料は、全部で10万円となっています。
借り人は、N・K さん、K 自治会の方です。経営規模は、構成員3、従事者1、自作地3,974㎡、小作地39,484㎡で、生産牛、飼料生産を主体にした経営をされています。
農業機械の所有状況は、トラクターが2台、ロールベア、ラップマシン、タイヤショベル、トラックがそれぞれ1台となっています。
以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。
受付番号287号から291号についてを、19番徳永委員、お願いいたします。

19番
徳永委員 はい。
287号の土地は、年末まで別の方が借りておられた場所ですけれども、高齢なためということで解約された場所です。
で、たまたまこの287号の土地の隣を S・M さんが耕作されておりましたので、話し合いの結果、借りるということでこの内容になっております。
M さんの方は、奥さん、お母さんと生産牛の他、いろんな野菜、じゃがいも、からいも等を作っておられる方で、自分の土地も含めて良く管理されております。

19番
徳永委員 288号は、貸し人の方は、高齢のため規模縮小を図るところに、F・Y さんが若いということで貸し借りを進めるということになりまして、F・Y さんが借りることになりました。
なお、F・Y さんは自作地は持っておられませんけれども、直接契約で神川の田んぼ、畑をたくさん作っておられますので、そこも含めて良く管理されております。
小作地は書類上は少ないですけれども、たくさん管理されてますし、問題はないと思います。

19番
徳永委員 289号から291号、これは N・K さんで N・N さんの息子さんです。
K さんの方は認定農業者でもあります、生産牛を主体に頑張っている方です。
この借り地も含めて、良く耕作されて、管理されておりますので、何ら問題はないと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、受付番号287号から291号について、担当調査委員から調査報告がありましたが、質問、異議等はございませんか。

委 員 (委員の中から「ありません」の声)

議 長 異議なしと認めます。「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号287号から291号についてを採決します。
お諮りします。議案第39号のうち受付番号287号から291号については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委 員 (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号287号から291号については、原案のとおり許可することに決定しました。

ここで、〇〇番 M 委員の退室を求めます。 (M 委員=退室)

次に「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号292号から294号についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号292号から294号について、説明いたします。

まず、受付番号292号と293号の貸し人は、S・Mさん、K市在住の方です。申請地は、292号が、馬場字足光4739番1、現況地目は畑、地積は、2,179㎡、293号が、馬場字竹之本4742番1、現況地目は畑、地積は、1,069㎡で、2筆の合計は、3,248㎡となります。貸付期間は、平成26年2月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、全部で3万円となっています。借り人は、M・Nさん、M自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者1、自作地16,884㎡、小作地29,955㎡で、しょうが、大根を主体にした経営をされています。農業従事日数は、300日、農業機械の所有状況は、トラクターが4台、トラックが5台、管理機が2台、ショベルが1台となっています。

事務局 次の受付番号294号の貸し人は、S・Mさん、K市在住の方です。申請地は、馬場字足光4739番4、現況地目は田、地積は、1,200㎡です。貸付期間は、平成26年2月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、1万円となっています。借り人は、M・Nさんで、経営概況等につきましては、受付番号292号、293号で説明したとおりであります。担当調査委員は、5番の厚ヶ瀬委員です。以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。受付番号292号から294号までを、5番厚ヶ瀬委員、お願いいたします。

5番厚ヶ瀬委員 報告いたします。受付番号292号から294号の借り人はM・Nさんです。皆様ご存知のとおり、認定農家でもあり、また、農業委員でもあります。農地の利用状況等は、きれいに管理され、常時従事されまして、意欲のある方です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今、受付番号292号から294号について、担当委員から調査報告がありましたが、質問、異議等はございませんか。

20番基委員 はい。一ついいですか。ここは、足光谷のA・Mさんの近くですか。

5番厚ヶ瀬委員 はい、半下石地区のAさんのところですか。

20番基委員 前、出てきたところの・・・

5番厚ヶ瀬委員 あの続きですね。

20番基委員 続きですか。わかりました。

5番厚ヶ瀬委員 ここは、南部開発地ではありません。前のところは、南部開発地でしたけど。

議長 他にありませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号292号から294号についてを採決します。
お諮りします。議案第39号のうち受付番号292号から294号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号292号から294号については、原案のとおり許可することに決定しました。

ここで、〇〇番 M 委員の入室を許します。 (M 委員=入室)

続いて、〇〇番 N 委員の退室を求めます。 (N 委員=退室)

次に「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号295号についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号295号について、説明いたします。

受付番号295号の貸し人は、M・M さん、N 自治会の方です。
申請地は、
田代麓字中村上原5598番、現況地目は畑、地積は、2,091㎡です。
貸付期間は、平成26年2月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、2万円となっています。
借り人は、N・K さん、H 自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者2、自作地7,729㎡、小作地31,791㎡で、生産牛、飼料生産を主体にした経営をされています。
農業従事日数は、300日、農業機械の所有状況は、トラックが2台、コンバイン、モア、田植え機、管理機がそれぞれ1台となっています。
以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。
受付番号295号について、1番近川委員、お願いいたします。

1番
近川委員 はい。
ご承知のとおり、N さんは、農業委員でもございまして、主な作物は生産牛、飼料となっていますが、ブロッコリーやかぼちゃ、豆類など幅広く園芸もされている方でございます。
農地の利用も良く管理がされておりまして、意欲と、能力も十分で、要件はほとんどを満たしていると思います。
よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
ただ今、受付番号295号について、担当委員から調査報告がありましたが、質問、異議等はございませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号295号についてを採決します。
お諮りします。議案第39号のうち受付番号295号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号295号については、原案のとおり許可することに決定しました。

ここで、〇〇番 N 委員の入室を許します。 (N 委員=入室)

議長 ここで、しばらく休憩にしたいと思います。

(休憩)

議長 休憩前に続きまして、会議を再開します。

次に「議案第40号 非農地証明願について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第40号 非農地証明願について」説明いたします。

事務局 資料は、本日の総会資料の25ページからになります。
受付番号5号の申請人は、S・Aさん、S県在住の方です。
申請地は、
神川字宮園3339番2、地籍は366㎡です。
地目は、台帳では畑となっていますが、現況は原野であります。
会務報告でも報告しましたとおり、15日に代理人の立ち合いを求め、宿利原会長と調査委員の徳永さん、職員2名で現地の確認もしたところであります。
調査報告につきましては、19番の徳永委員をお願いします。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。
受付番号5号について、19番徳永委員、お願いいたします。

19番
徳永委員 はい、報告します。
申請地の場所は、神川小学校の正門前の四叉路を桜原の方へ上がっていく坂の途中です。この場所は、住宅跡地ですが、周りは山が接しており、現状は竹林になっています。
代理人の方も、以前はここは耕したいという意向は持っていたんですが、ということでしたけれども、日照時間が短い所で、作物を作るにはちょっと厳しいのではないかとおられる場所です。
長い間、耕作せずに竹林になっておりますし、このまま非農地として認めざるを得ないのではないかな、と判断しております。
以上です。

議長 ありがとうございます。
ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、質問、異議等はございませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第40号 非農地証明願について」を採決します。
お諮りします。議案第40号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第40号 非農地証明願について」原案のとおり証明することに決定しました。

次に「議案第41号 平成25年度耕作放棄地調査に伴う非農地の判定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第41号 平成25年度耕作放棄地調査に伴う非農地の判定について」説明いたします。

事務局 この件につきましては、昨年8月から委員の皆様方に調査していただきました、農地利用状況調査が終了し、その結果が集約されましたので皆様に説明し、内容を確認していただいた上で、非農地の判定をお願いするものです。

資料は、別途配布してありますので、ご覧ください。

(以下、集約結果を説明)

議長 それでは、ただ今説明がありましたとおり、しばらくの間、確認をお願いします。

(しばらく時間を置く)

議長 それでは、よろしいでしょうか。

ただ今確認していただいた中で、間違いや修正あるいは再確認が必要な農地等はありませんでしょうか。

委員 (委員からは、特段の意見は出ず)

議長 それでは、特に意見がなければ採決に入ります。

お諮りします。「議案第41号 平成25年度耕作放棄地調査に伴う非農地の判定について」は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第41号 平成25年度耕作放棄地調査に伴う非農地の判定について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で平成25年度第10回錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

議長
(会長)

4番

5番

議事録調整者 折久木まり子